

## 平成27年度第2回八街市地域公共交通協議会 次第

日時 平成27年6月25日(木) 15時から

場所 八街市役所第1庁舎3階 第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 委員及び事務局職員の紹介

### 4. 議 題

(1) 監査委員の指名について

(2) 平成26年度事業報告及び平成26年度歳入歳出決算(案)の  
認定について

(P 3～P 5)

(3) 八街市地域公共交通協議会規約の廃止及び制定について

(P 6～P 11)

(4) 八街市地域公共交通網形成計画の策定について

(P 12～P 28)

(5) ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休について

(P 29～P 30)

### 5. その他

### 6. 閉 会

平成27年度八街市地域公共交通協議会委員名簿

No	関係条項	委員区分	所 属	職 名	氏 名	適 用
1	法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者	八街市	副市長	榎 本 隆 二	会長
2			八街市	総務部長	武 井 義 行	
3			八街市	建設部長	河 野 政 弘	
4			八街市教育委員会	教育次長	吉 田 一 郎	
5	法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者	千葉交通株式会社	常務取締役	鶴 澤 尚 夫	
6			ちばフラワーバス株式会社	営業課長 兼営業所長	今 井 明 彦	
7			九十九里鐵道株式会社	取締役社長	田 中 康 嗣	
8		一般乗用旅客自動車運送事業者	八街タクシー株式会社	代表取締役	戸 川 有	
9			有限会社相孝	代表取締役	飯 塚 誠 次	
10		一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	ちばフラワーバス協議会	会長	稗 田 等	
11		千葉県バス協会の代表者又はその指名する者	一般社団法人千葉県バス協会	専務理事	花 崎 幸 一	
12		千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者	一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事	土 屋 信 乃 夫	
13		東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	総務部 企画室長	小 林 千 佳	
14		(道路管理者) 印旛土木事務所長又はその指名する者	千葉県県土整備部 印旛土木事務所	所長	勝 股 稔	
15	法第6条第2項第3号	(公安委員会) 佐倉警察署長又はその指名する者	千葉県佐倉警察署	交通課長	小 林 靖 彦	
16		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市区長会	会長	原 弘 行	
17		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市シニアクラブ連合会	会長	花 澤 潔	
18		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市身体障害者福祉会	会長	越 川 陽 子	
19		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	八街市PTA連絡協議会	会長	菅 原 宏 子	
20		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	公募市民		中 村 進	公募委員
21		地域公共交通の利用者又は市民の代表者	公募市民		佐 藤 利 代 子	公募委員
22		国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	首席運輸 企画専門官	竹 内 淳	
23		千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課	企画調整班 班長	岡 崎 晃 士	
24		学識経験者	日本大学理工学部 交通システム工学科	教授	轟 朝 幸	副会長
25	その他協議会の運営上必要と認める者	社会福祉法人八街市社会福祉協議会	会長	石 毛 勝		
26	その他協議会の運営上必要と認める者	八街商工会議所	会頭	大 畑 喜 信		

# 八 街 市 地 域 公 共 交 通 協 議 会

事務局

	八街市 副市長 榎本 隆二	
八街商工会議所 会頭 大畑 喜信		八街市 総務部長 武井 義行
(社)八街市社会福祉協議会 会長 石毛 勝		八街市 建設部長 河野 政弘
日本大学理工学部交通 システム工学科 教授 轟 朝幸		ちばフラワーバス(株) 営業課長兼営業所長 今井 明彦
国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局首席運輸企画専門官 竹内 淳		九十九里鐵道(株) 取締役社長 田中 康嗣
公募市民 佐藤 利代子		ちばフラワーバス協議会 会長 稗田 等
公募市民 中村 進		(一)千葉県バス協会 専務理事 花崎 幸一
八街市PTA連絡協議会 会長 菅原 宏子		(一)千葉県タクシー協会 専務理事 土屋 信乃夫
八街市シニアクラブ連合会 会長 花澤 潔		東日本旅客鉄道(株)千葉支社 総務部企画室長 代理 後藤 昌男
	八街市区長会 会長 原 弘行	千葉県佐倉警察署 交通課長 小林 靖彦
		千葉県県土整備部印旛土木事務所 調整課長 代理 前島 昌周

## 平成26年度八街市地域公共交通協議会事業報告

### ◆協議会の開催

第1回 平成26年6月26日(木)

#### 議 題

- (1) 会長の選出等について
- (2) 委員の追加について
- (3) 平成25年度事業報告及び平成25年度歳入歳出決算(案)の認定について
- (4) 八街市地域公共交通総合連携計画の策定について(報告)
- (5) 平成26年度事業計画について

第2回 平成26年10月23日(木)

#### 議 題

- (1) ふれあいバス利用者アンケートについて
- (2) ふれあいバス乗降調査について
- (3) 地域公共交通確保維持に関する勉強会について

第3回 平成27年2月18日(水)

#### 議 題

- (1) 会長の選任、副会長の指名、監査委員の指名について
- (2) ふれあいバス運行等の見直しについて

第4回 平成27年 3月30日(月)

#### 議 題

- (1) ふれあいバス乗降調査の実施結果について
- (2) 平成27年度事業計画及び平成27年度予算について

### ◆平成26年度の取組み

#### 1. ふれあいバス乗降調査の実施

調査期間 平成26年 9月29日から10月5日

調査期間 平成26年12月 1日から平成27年1月3日

#### 2. 「ふれあいバス」利用者アンケート調査の実施

調査期間 平成26年10月1日から10月15日

#### 3. 地域公共交通確保維持に関する勉強会

(1) 日 時 平成26年11月30日(日) 13時から

(2) 開催場所 八街市中央公民館1階中・小会議室

(3) 参加者 42名

(4) 内 容

①地域公共交通確保維持に関する講演

- ・ 日本大学 理工学部 交通システム工学科  
(八街市地域公共交通協議会副会長) 轟 朝幸教授
- ②先進事例・制度等の紹介
  - ・ 国土交通省 関東運輸局 職員
- ③他市町村における地域公共交通について
  - ・ 市原市企画部交通政策課 職員
- ④八街市地域公共交通協議会について
  - ・ 八街市総務部企画課企画統計班 職員
- ⑤質疑応答

平成26年度決算書

歳入

款	項	目	節	当初予算額	修正予算額 及び流用増減	最終予算額	収入済額	収入未済額	摘要
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	1 市負担金	430,000	0	430,000	430,000	0	市負担金 430,000円
2. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	1 雑入	0	0	0	40	0	預金利息
歳入合計				430,000	0	430,000	430,040	0	

(単位:円)

歳出

款	項	目	節	当初予算額	修正予算額 及び流用増減	最終予算額	支出済額	不用額	摘要
1. 総務費	1. 総務費	1. 会議費	8 報償費	340,000	0	340,000	300,000	40,000	協議会委員報償 5,000円×60名
			12 役務費	44,000	0	44,000	28,836	15,164	振込依頼手数料 62件
	2. 事務局費	11 需用費	10,000	0	10,000	5,594	4,406	消耗品費	
2. 事業費	1. 事業推進費	1. 調査研究費	8 報償費	30,000	0	30,000	30,000	0	勉強会講師報償
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	1 予備費	6,000	0	6,000	0	6,000	
歳出合計				430,000	0	430,000	364,430	65,570	

(単位:円)

収入支出差引残額

65,610円(市へ返納)

上記のとおり報告します。  
平成27年 6月 25日

監査の結果、相違ないことを認めます。

平成27年 5月 7日

八街市地域公共交通協議会  
会長 榎本 隆二



監査委員 原 弘行  
監査委員 伊藤 昌央

## 八街市地域公共交通協議会規約

### (目的)

第1条 八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県八街市八街ほ35番地29 八街市役所内に置く。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画及びネットワーク計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関すること。
- (4) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、別表に掲げる委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第6条 副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

3 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とする。

6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。



7 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。

8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八街市総務部企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金)

第17条 協議会は、会議に出席した委員及び第9条第6項の規定により、会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

2 前項の報償金の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(費用弁償)

第18条 委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内でその旅行等について費用弁償として旅費等を支給することができる。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、会長が必要と認めるものの実費額とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年 6月25日から施行する。

(八街市地域公共交通協議会規約の廃止)

2 八街市地域公共交通協議会規約(平成24年9月19日施行)は、廃止する。

## 別表

関係条項	委員
法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者（法人）
	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
	印旛土木事務所長又はその指名する者
法第6条第2項第3号	佐倉警察署長又はその指名する者
	地域公共交通の利用者又は市民の代表者
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
	学識経験者
	その他協議会の運営上必要と認める者

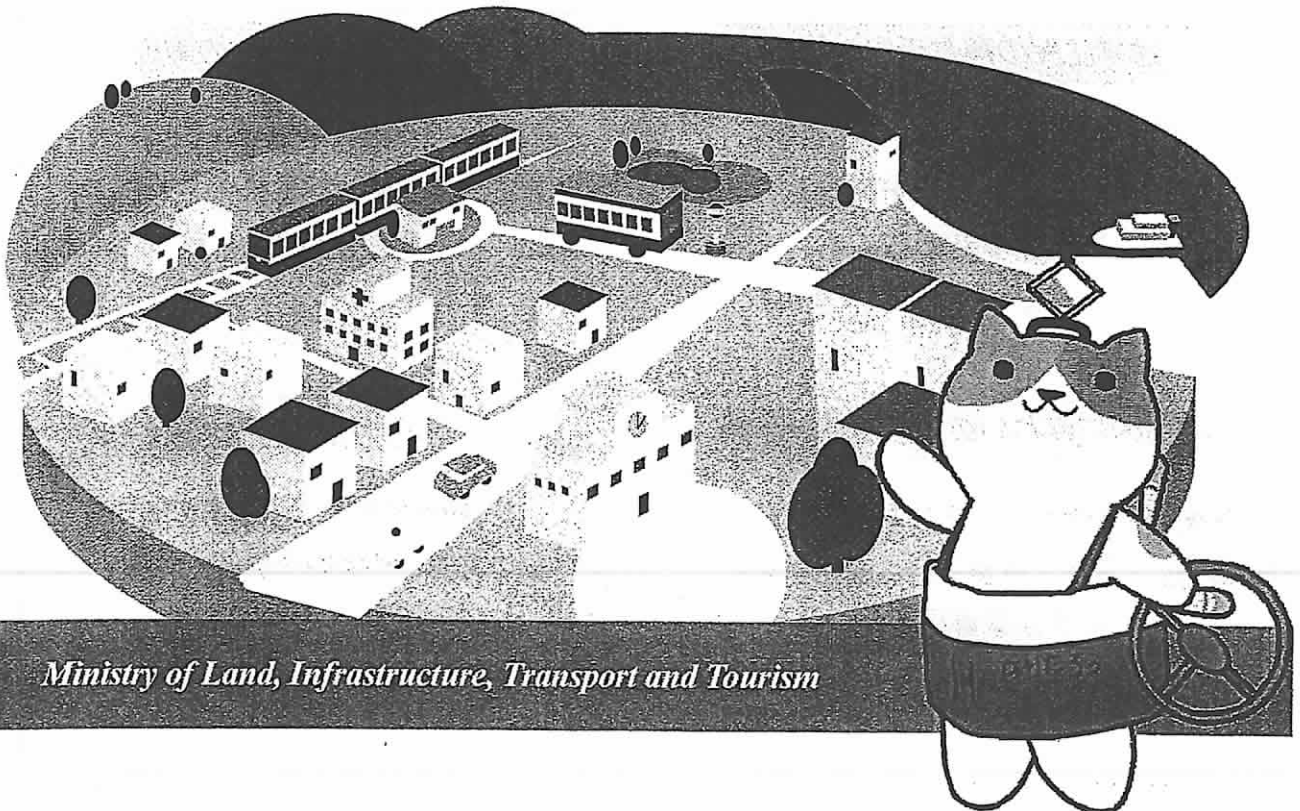
新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、千葉県八街市八街は35番地29 八街市役所内に置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更の協議に関すること。</li> <li>(2) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 連携計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関すること。</li> <li>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。</li> <li>(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol> <p>第4条～第20条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この規約は、平成24年9月19日から施行する。</li> <li>2 第8条第1項の規定に関わらず、初めて開催される会議については、八街市長が招集する。</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第1条 八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、千葉県八街市八街は35番地29 八街市役所内に置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更の協議に関すること。</li> <li>(2) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 連携計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関すること。</li> <li>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。</li> <li>(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol> <p>第4条～第20条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この規約は、平成24年9月19日から施行する。</li> <li>2 第8条第1項の規定に関わらず、初めて開催される会議については、八街市長が招集する。</li> </ol>

国土交通省

第6版  
26年12月3日

# 人とまち、未来をつなぐネットワーク

～地域公共交通活性化再生法の一部改正～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共交通利用促進キャラクター のりたろう

# 背景

## 地域公共交通の現状

モータリゼーション

人口減少

少子高齢化

公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下

乗合バスについては、過去5年間で約8,160kmの路線が完全に廃止。  
鉄道については、過去5年で約7カ所約105kmの路線が廃止。

### 公共交通利用者が更に減少（負のスパイラル）

公共交通空白地域の深刻化

	空白地面積	空白地人口
バス 500m圏外 鉄道 1km圏外	36,477 km <sup>2</sup> (我が国の可住地面積の約30%)	7,351千人 (我が国の人口の5.8%)

(出典) 平成23年度国土交通省調査による

## 地域公共交通に求められる役割

### 地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や  
高齢者、障害者、妊婦等の  
交通手段の確保

### コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、  
あるいは拠点と居住エリアを結ぶ  
交通手段の提供

### まちなぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちなぎわいの  
創出や、「歩いて暮らせるまちづくり」  
による健康増進

### 人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の  
移動の利便性や回遊性の向上により、  
人の交流を活発化

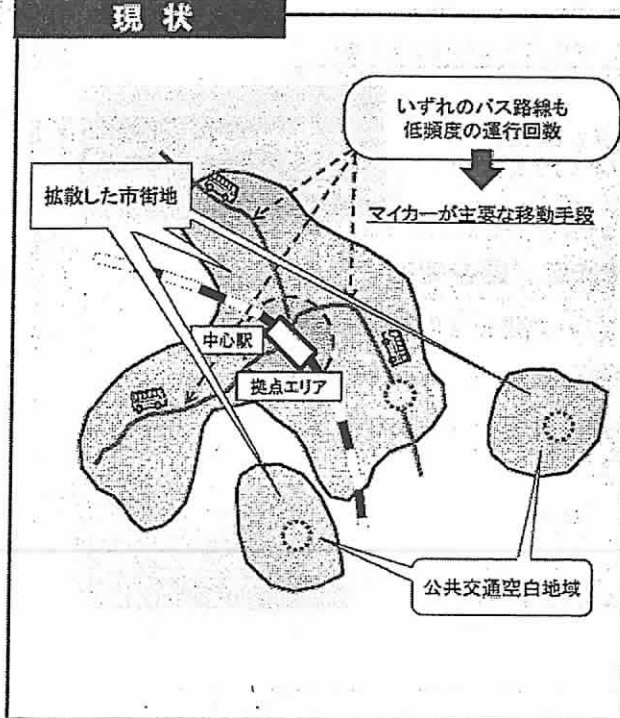
## 解決の方向性

地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすもの  
(地域活性化のために不可欠な地域の装置・社会インフラ)

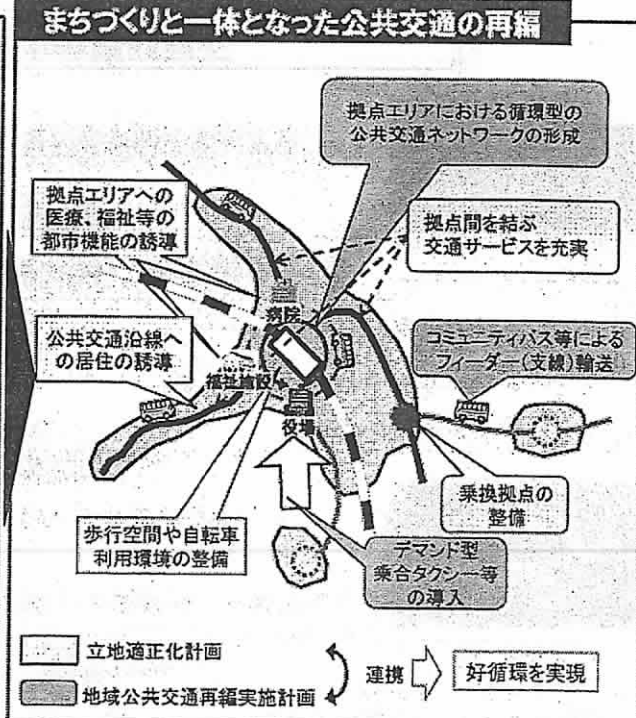
民間事業者を中心とした従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組む必要がある

住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域公共交通の再編を進める！

### 現状



### まちづくりと一体となった公共交通の再編



## 交通政策基本法の制定

- 交通政策基本法は、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるとの基本的な認識の下で、交通に関する施策を推進していかねばならない等の基本理念を規定しています。
- また、国が講ずべき施策として、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等、まちづくりの観点からの交通施策の促進、関係者相互間の連携と協働の促進等を規定しています。

### ▶交通政策基本法（平成25年法律第92号）（抜粋）

（日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等）

第十六条 国は、国民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人又は物の移動を円滑に行うことができるようにするため、離島に係る交通事情その他地域における自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

（まちづくりの観点からの施策の促進）

第二十五条 国は、地方公共団体による交通に関する施策が、まちづくりの観点から、土地利用その他の事項に関する総合的な計画を踏まえ、国、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者との連携及び協力の下に推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。この場合においては、当該連携及び協力が、住民その他の者の交通に対する需要その他の事情に配慮されたものとなるように努めるものとする。

（協議の促進等）

第二十七条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

## 交通政策基本法（平成25年12月4日公布・施行）



基本理念や関係者の責務等を明確化



### 交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- ▶ 生活交通確保やバリアフリー化
- ▶ まちづくりや観光立国の観点からの施策
- ▶ 地域の活力の向上に必要な施策
- ▶ 国際競争力の強化に必要な施策
- ▶ 大規模災害時への対応
- ▶ 環境負荷の低減に必要な施策
- 等



必要な支援措置（法制上、財政上等）

毎年国会に年次報告（「交通政策白書（仮称）」）

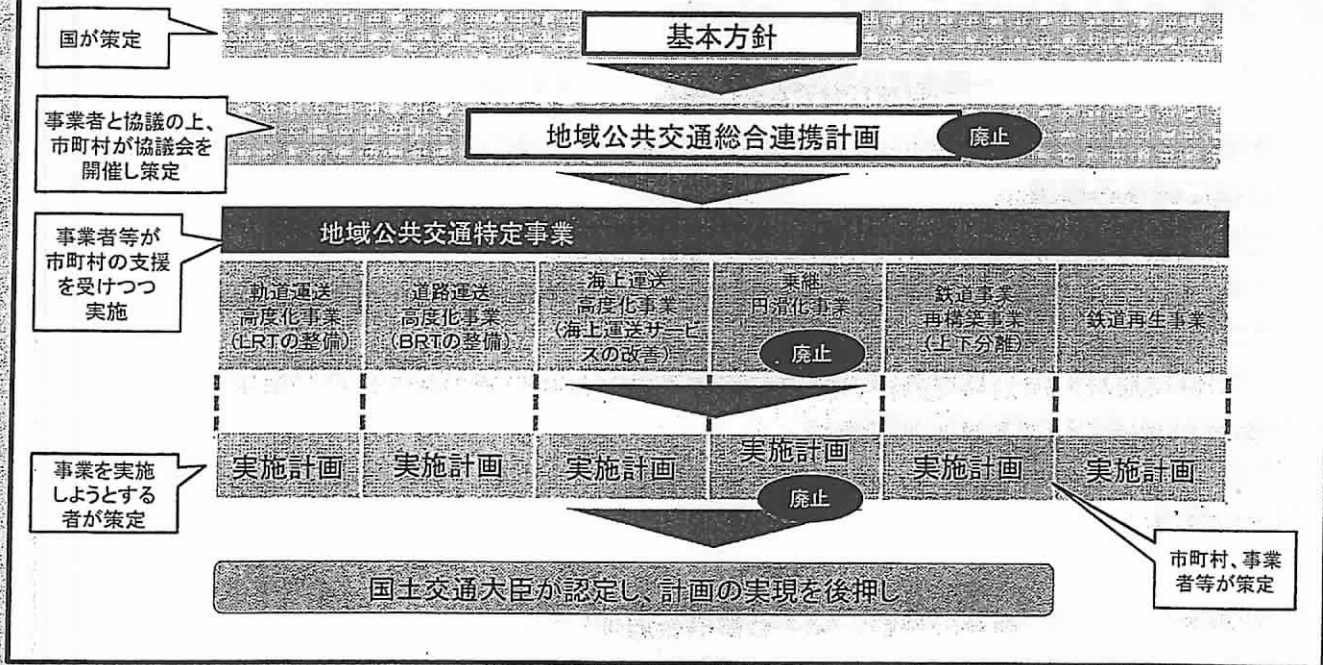


我が国が抱える喫緊の課題に対し、政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進



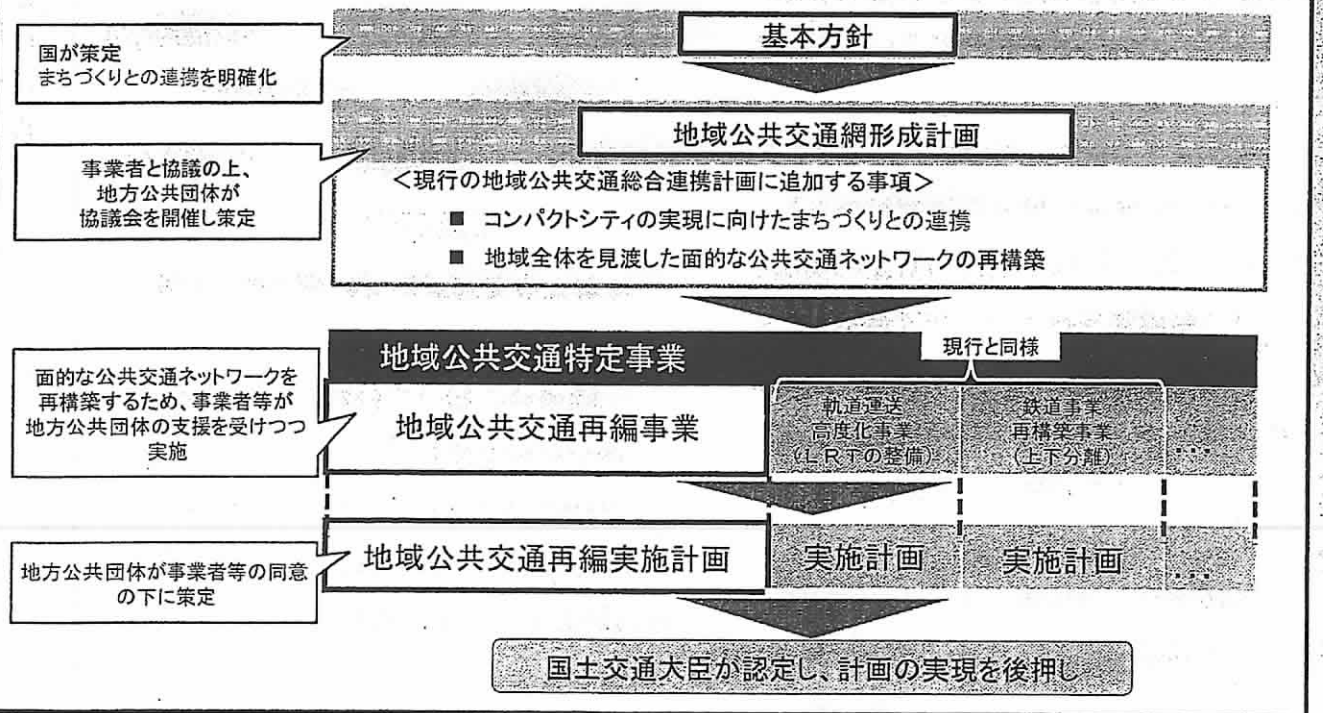
# 地域公共交通活性化再生法の改正

## 改正前の枠組み



## 改正のポイント

交通政策基本法の基本理念に則り、  
 ①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築



## 基本方針について

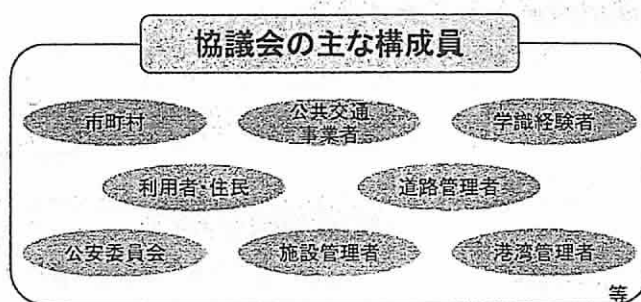
- 総務大臣・国土交通大臣は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を策定（変更）することとされています。（法§3①⑤）

### ～基本方針で定める事項～ （法§3②）

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
  - ② 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
  - ③ 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項
  - ④ 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項
  - ⑤ 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
  - ⑥ その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項
- 記載内容として、事業の評価に関する事項を追加しました。
  - 都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めることとしました。（法§3③）
  - 交通政策基本計画との調和を図りながら定めることとしました。（法§3④）

## 協議会について

- 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができます。（法§6①）
- これまで、協議会では計画の作成に関する協議・実施に関する連絡調整を行うのみでしたが、改正により計画の実施についても協議を行うことができることとしました。これに関連して協議への参加応諾義務が、計画の実施段階においてもかかることとなります。（法§6①④）
- また、協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければなりません。（法§6⑤）



### 地域公共交通網形成計画の作成・実施

- 協議会において公共交通事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、独占禁止法の規定に抵触しないよう留意する必要があります。（基本方針二3）

## 地域公共交通網形成計画について

- 地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。地域の取組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。
- 広域的な交通圏にも対応できるよう、市町村が単独又は共同して作成するほか、都道府県も市町村と共同する形で作成することが可能となりました。

### ～地域公共交通網形成計画の記載事項～

#### 〔記載する事項〕（法§5②）

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体  
※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④）
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

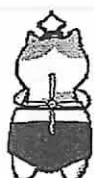
#### 〔記載に努める事項〕（法§5③）

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

### 公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

公共交通機関が好きなものの、猫であることを理由に各交通機関の採用を拒否され、やり場のない情熱から、自らが新たなハイブリッド公共交通機関になろうと決心し、かようなスタイルになった。

- ・移動手段は徒歩
- ・猫であるため100歩ごとに休憩が必要
- ・定員は運転手を含め一人



## 地域公共交通網形成計画について

### ～地域公共交通網形成計画と地域公共交通総合連携計画の違いについて～

○ 地域公共交通網形成計画においては、記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとしました。

○ また、地域公共交通網形成計画は、改正法の施行に併せて変更された基本方針に合致している必要があり、基本方針では地域公共交通網形成計画の記載事項として、

- (1) ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保  
②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成  
③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ  
④住民の協力を含む関係者の連携

(2) 広域性の確保

(3) 具体的で可能な限り数値化した目標設定

等について定めております。(基本方針二1)

したがって、既存の地域公共交通総合連携計画が、上記基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま地域公共交通網形成計画として定めることができます。一方で、個別コミュニティバス路線に係る取組みに限定されているもの等、上記基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに地域公共交通網形成計画として定めることが必要となります。

○ なお、このような要件を満たせば、都市・地域総合交通戦略と一体として地域公共交通網形成計画を作成することも可能です。

○ 地域公共交通網形成計画は、以下の計画等と調和がとれたものである必要があります。  
(法§5⑥、基本方針二2)

- ・都市計画
- ・都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針  
(都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を含む。)
- ・中心市街地活性化法に基づく基本計画
- ・バリアフリー法に基づく基本構想
- ・港湾法に基づく港湾計画

### <参考>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第39号)

都市再生特別措置法の一部改正により、市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができることとなります。

## 地域公共交通再編事業について

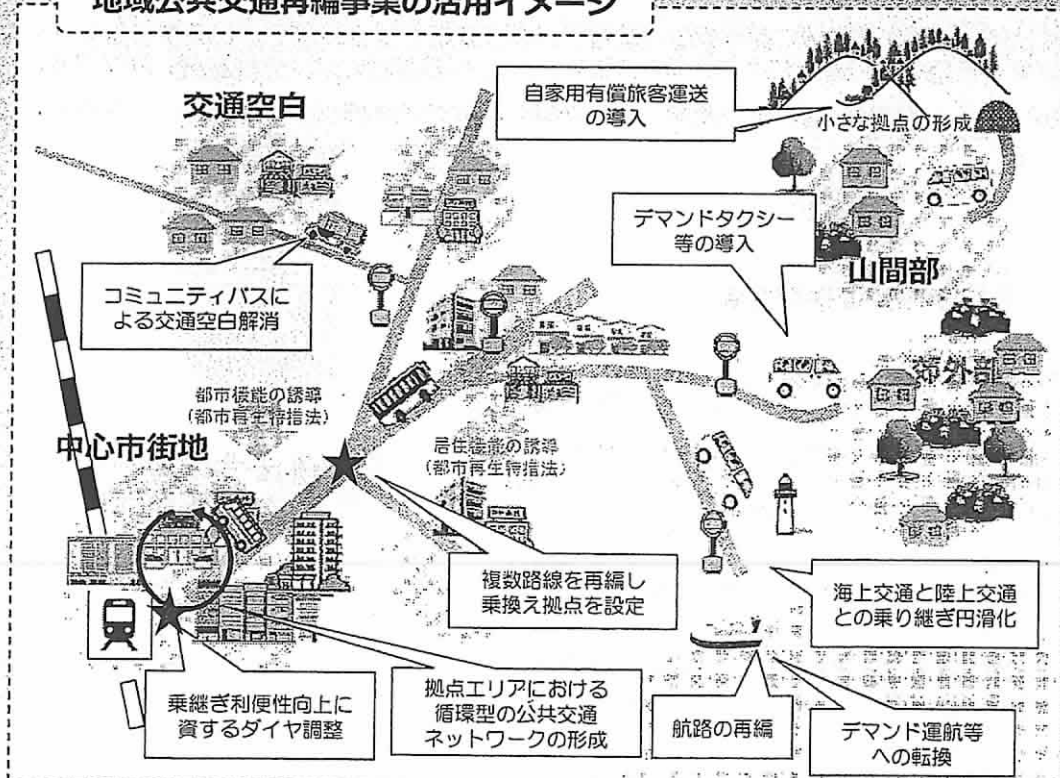
- 地域公共交通ネットワークの形成を効果的に実現するためには、個別・局所的な取り組みだけではなく、地域全体の公共交通ネットワークを総合的に再編する取り組みを進める必要があることから、「地域公共交通再編事業」を創設しました。
- 「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、
  - ① 特定旅客運送事業\*1に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更
  - ② 他の種類の旅客運送事業\*2への転換
  - ③ 自家用有償旅客運送による代替
  - ④ ①、②又は③に掲げるものと併せて行うものであって、次に掲げるいずれかのもの
    - ・異なる公共交通事業者等との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
    - ・共通乗車船券の発行
    - ・乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

を行う事業と定義されています。(法§2、施行規則§9の2)

※1 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業。

※2 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等。

### 地域公共交通再編事業の活用イメージ



## 地域公共交通再編実施計画について

- 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画において地域公共交通再編事業の概要を定めた上で、特定旅客運送事業者等<sup>(※)</sup>の同意を得て、当該事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能となります。  
(法§27の2①、§27の3①)
  - 地域公共交通再編実施計画の認定に当たっては、特定旅客運送事業者等の同意のほか、
    - ①基本方針に照らして適切なものであること (5ページ参照)
    - ②事業を確実に遂行するため適切なものであること
    - ③個別事業法の許可基準に適合すること が必要です。(法§27の3②)
- ③に含まれる事項のうち、「事業の遂行に適切な計画を有するものであること」については、国は審査を行わないこととしており、地域の実情に応じた柔軟なサービス水準の設定が行われることが期待されます。

### 地域公共交通再編実施計画 (地方公共団体が作成)

<記載事項> (法§27の2②、施行規則§33)

- >実施区域
- >事業の内容・実施主体
- >実施予定期間
- >事業実施に必要な資金の額・調達方法
- >事業の効果
- >地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- >地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- >その他地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

同意

特定旅客運送事業者等

大臣認定

※特定旅客運送事業者等

(法§27の3③、施行規則§34)

- ① その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者
- ② ①の全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者
- ③ ①の全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家用有償旅客運送を行おうとする者

**関係法令の特例・  
重点的な支援**

## 地域公共交通ネットワークの再構築を推進するための法制上の措置

- 地域公共交通再編実施計画等について国土交通大臣の認定を受けることにより、以下のような関係法令の特例措置等を受けることが可能となります。

### 手続きのワンストップ化

地域公共交通再編実施計画と各運送事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。

(法§27の4、§27の5、§27の6①、§27の7)

### 国土交通大臣による勧告・命令

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。

(法§28③④)

### 計画を阻害する行為の防止

地域公共交通再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、

①計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限されます。

②計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができます。

(法§27の6④⑤)

(※一般乗合旅客自動車運送事業のみ)

### 少量貨物の運送

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができます。

(法§27の6②)

(※自家用有償旅客運送のみ)

### 【その他】

### 運賃・料金に係る審査が不要

住民その他の関係者の合意の上で一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金が記載されている場合には、国の審査を受けることが不要となります。

(※協議会が道路運送法上の地域公共交通会議の構成員を含んでいる場合)

## 計画策定全般に係る参考資料

現在、地域公共交通網形成計画/再編実施計画策定のための手引きの作成を進めておりますが、現時点においては、以下のような資料もございますので、適宜ご参照ください。

「なるほど!!公共交通の勘どころ」(九州運輸局)

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/kikaku/file05/kandokoro25.pdf>

「地域公共交通総合連携計画策定の手引き」(北陸信越運輸局)

[http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/com\\_policy/hprenew/jinzai/H19tebiki.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/com_policy/hprenew/jinzai/H19tebiki.pdf)

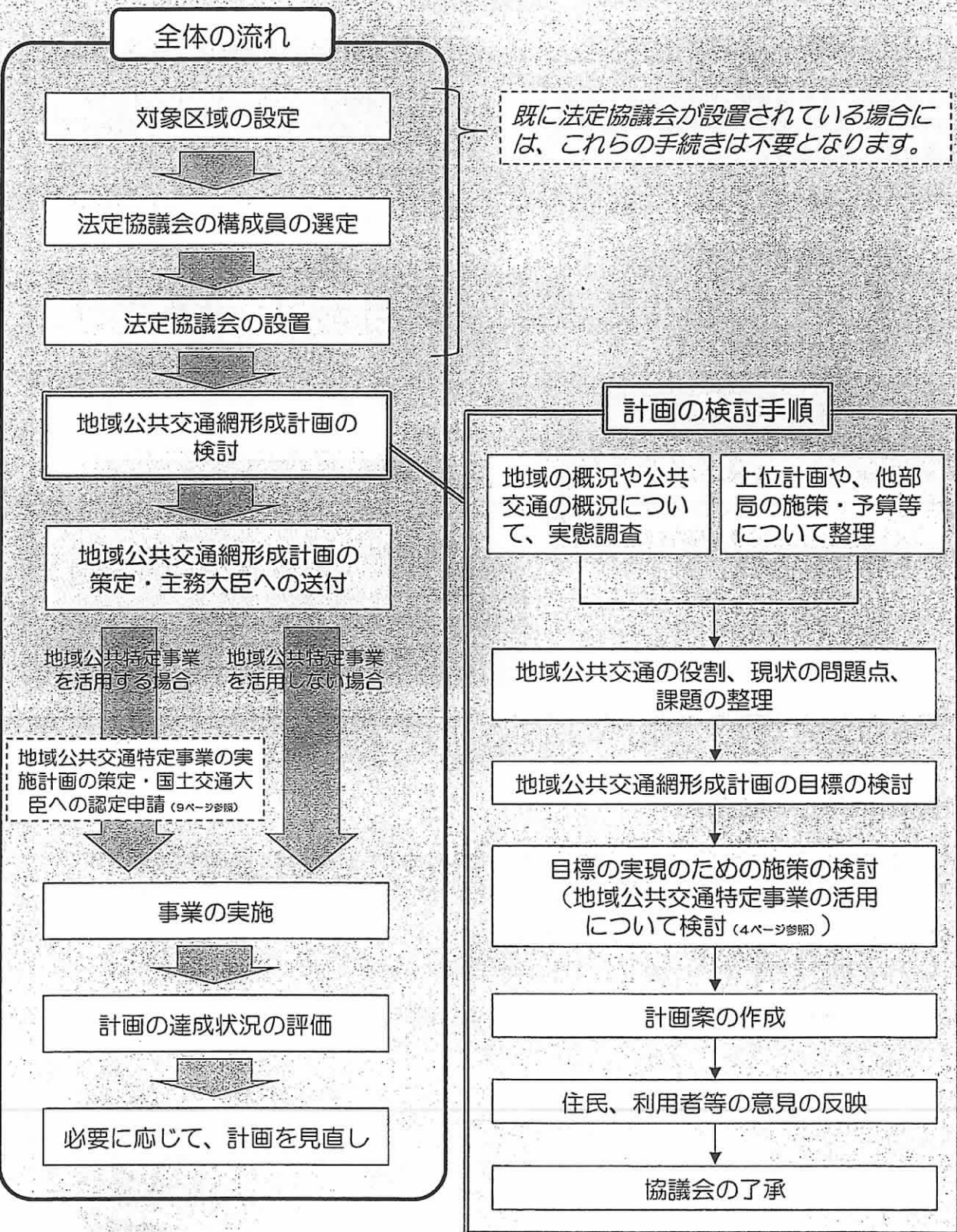
「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」(近畿運輸局)

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/manual.htm>



# (参考) 検討の進め方の例

○ 本法律を活用する際の検討の進め方の一例





## Q & A

Q1 地域公共交通活性化再生法の枠組みを活用した場合に、どのようなメリットがありますか。

A1 地域の取組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。地域公共交通網形成計画に基づいて地域公共交通特定事業（地域公共交通再編事業等）を実施する際には、関係法令の特例措置や、国による財政支援等が受けられるほか、地方債の配慮などを行います。

Q2 既に地域公共交通総合連携計画を策定しているのですが、法改正によって、計画の位置付けはどのようなのでしょうか。地域公共交通網形成計画へと移行しない場合には、どのようなのでしょうか。

A2 法律の改正に伴い、地域公共交通総合連携計画は法定計画ではなくなりますが、同計画に基づいて実施している地域公共交通特定事業については、地域公共交通網形成計画を作成することなく事業を継続することができます。

ただし、今後、新たに地域公共交通特定事業（地域公共交通再編事業等）を実施しようとする場合には、新たに、地域公共交通網形成計画を作成することが必要となります。地域公共交通総合連携計画を地域公共交通網形成計画に移行するためには、新たに追加された記載事項（5ページ参照）を追加するとともに、今後改正される基本方針に即したものとすることが必要です。

Q3 地域公共交通網形成計画は、必ずコンパクトシティ化の取り組みと一体でなければならぬのでしょうか。

A3 必ずしもその必要はありません。ただし、コンパクトシティ化に取り組みない地域においても、その地域に固有のまちづくりや観光振興、健康、福祉、環境等の地域戦略と効果的に連携して地域公共交通網形成計画を作成することが期待されます。

Q4 地域公共交通網形成計画の作成にあたって、協議会を新たに設置する必要はありますか。

A4 地域公共交通総合連携計画を作成するための協議会が既に存在する場合は、同じ協議会で地域公共交通網形成計画の作成について協議することが可能です。また、既に設置されている会議の構成員を追加することにより、本法に基づく法定協議会としての機能を付加することも可能です。例えば、道路運送法に基づく地域公共交通会議が既に組織されている場合には、必要な関係者を追加することにより、法定協議会としての要件を満たすこととなります。協議会には、地方公共団体の判断により構成員を追加することが可能であり、地域の実情に応じて必要な関係者を追加することにより、活発な議論が行われることが期待されます。また、協議会を公開し、住民、利用者その他の利害関係者の意見を計画に反映させることも重要です。

法定協議会の必須構成員	地域公共交通会議の必須構成員
地方公共団体	地方公共団体の長
公共交通事業者等	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
関係する道路管理者	地方公共団体が必要と認める者
関係する港湾管理者	
その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	
地方公共団体が必要と認める者（公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者等）	住民又は旅客 地方運輸局長 乗合バスの運転者が組織する団体

# (参考) 地域公共交通確保維持改善事業


○ 地域公共交通に係る取組みをサポートするため、地域公共交通確保維持改善事業として、以下のような支援メニューを用意しています。

地域公共交通確保維持改善事業 事業一覧 (平成26年度)

	事業メニュー	補助対象事業者	補助内容	補助率		
地域公共交通確保維持改善事業	陸上交通	地域間幹線系統の運行費	乗合バス事業者又は法定協議会(※1)	補助対象系統の運行費に対して補助	1/2	
		地域内フィーダー系統の運行費	乗合バス事業者・自家用有償運送者又は法定協議会(※1)	補助対象系統の運行費に対して補助	1/2	
		車両減価償却	上記補助対象事業者	上記系統の運行に供する新規導入車両の減価償却費に対して補助	1/2	
		公有民営方式における車両購入	地方公共団体又は法定協議会(※1)	上記系統の運行に供する新規導入車両を地方公共団体が保有し運行事業者に貸付ける場合、購入費を2年分割して補助	1/2	
	離島航路	離島航路運営費等補助金	離島航路の運営費	離島航路事業者	補助対象航路の運営費に対して補助	1/2
			離島住民運賃割引補助	上記補助対象事業者	協議会で決定された割引運賃額に対して補助	1/2
		離島航路構造改革補助金	調査検討	上記補助対象事業者	離島航路構造改革事業に係る検討会の開催経費及び航路再編等のための調査事業費に対して補助	定額
			効率化船舶の代替建造	上記補助対象事業者	効率化船舶への代替建造費用に対して補助	1/10
	離島航空路	公設民営化	地方公共団体	地方公共団体が離島航路事業者に代わり船舶の代替建造を行う場合又は就航船舶の買取を行う場合の費用に対して補助	3/10	
		離島航空路の運営費	離島航空路線に係る航空運送事業者	補助対象航空路の運営経費に対する補助	1/2	
地域公共交通確保維持改善事業	鉄道	島民運賃割引	上記補助対象航空運送事業者	離島住民に対する運賃割引に伴う費用に対して補助	1/2	
		鉄道駅の移動円滑化	鉄道事業者	鉄道駅におけるエレベーター、ホームドア、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3	
	自動車	バス・タクシー車両の移動円滑化	乗合バス事業者、タクシー事業者、リース事業者	ノンステップバス/リフト付バス、福祉タクシー(リフト付、スロープ付)の導入・改造に対して補助	1/3 (※2)	
		福祉タクシーの共同配車センター整備	タクシー事業者を含む団体等	福祉タクシーの共同配車センターの整備(通信設備整備・車載機器整備、コーディネート)の育成に対して補助	1/3	
	海事	バスターミナル等の移動円滑化	乗合バス事業者、ターミナル事業者、タクシー事業者等	バスターミナル、タクシー乗り場におけるエレベーター、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3	
		ハリアフリー船舶の建造	国内一般旅客定期航路事業者等	高度バリアフリー化船舶の建造、船舶の改造に対して補助	1/3	
	航空	旅客船ターミナルの移動円滑化	国内一般旅客定期航路事業者及び旅客船ターミナルを設置し又は管理する者	旅客船ターミナルにおけるエレベーター、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3	
		航空旅客ターミナルの移動円滑化	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理するもの	航空旅客ターミナル施設のエレベーター、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3	
	共通	待合・乗継環境の向上	上記各事業者等	バリア解消に資する待合施設、情報提供案内板、ホームベーン制作等に対して補助	1/3	
		鉄道	鉄道駅における生活支援機能施設の整備	鉄道事業者(その子会社を含む)	鉄道駅における子育て支援に係る施設(保育園)、医療施設の整備に対して補助	1/3
利用環境改善促進	鉄道	LRTシステムの整備	鉄道事業者	低床式車両の導入・停留施設、制振軌道、変電所、車両、相互直通運転化施設の整備等に対して補助	1/3	
		ICカードシステム導入等	鉄道事業者	ICカードシステムの導入その他ITシステム等の高度化に対して補助	1/3	
	自動車	BRTシステムの整備	乗合バス事業者等	連節車両の導入及びそれと一体的に行う停留施設、公共車両優先システム(PePS)車載器の整備等に対して補助	1/3	
		ICカードシステム導入等	乗合バス事業者、タクシー事業者等	バスICカードシステム、バスロケーションシステム、デマンドシステムの導入その他ITシステム等の高度化に対して補助	1/3	
海事	船舶建造	離島航路事業者(離島航路補助の対象事業者を除く)であって、離島住民に対し運賃の割引を行う者	離島航路に就航する船舶の建造費に対して補助	1/10		
調査等事業	鉄道安全	鉄道の安全性向上設備の整備等	鉄道事業者等(JR本州3社、大手民鉄、公営地下鉄等を除く)	安全性向上に資する設備整備等(レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル、車両等)に対して補助	1/3 又は 1/2 (※3)	
	調査事業	計画策定調査	地域の協議会	協議会開催等の事務費、データ収集・分析、アンケートの実施、住民啓発事業、短期間の実証調査のための費用等に対して補助	定額	
	再編調査事業	計画策定調査	法定協議会(※1)	協議会開催等の事務費、地域公共交通の再編に係る検討、事業実施の効果の算出等に要する経費に対して補助	定額	
	地域協働推進事業	利用促進策	法定協議会(※1)	モビリティマネジメント、ワークショップ開催、公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取組みに要する経費	1/2	

※1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を指す。  
 ※2 ノンステップバス及びリフト付きバスについては、1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方  
 ※3 鉄道事業再構築事業を実施する鉄道の安全輸送設備整備等について、財政力指数が0.1未満の地方公共団体が費用を負担する場合に限る。

## 会社概要

- 名 称 ランドブレイン株式会社 LAND BRAINS CO., LTD.  
社 是 
- 所 在 地  
本 社 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル  
TEL 03-3263-3811(代) FAX 3264-8672/3263-2350 〒102-0093
- 社 員 数 99人(内、技術系職員85人)
- 資 本 金 1億円  
主な株主 東京中小企業投資育成(株)  
(株)三菱東京UFJ銀行  
大同生命保険(株)
- 売 上 高 平成24年9月期:1,611,883 千円  
(最近2年間) 平成23年9月期:1,543,526 千円
- 許 可 番 号 建設コンサルタント登録 建23第2463号  
一級建築士事務所 東京都知事登録14229号
- 創 立 昭和49年11月1日
- 取 引 銀 行 三菱東京UFJ銀行麹町支店 りそな銀行新宿支店  
みずほ銀行市ヶ谷支店 三井住友銀行赤坂支店  
商工中金本店 三菱UFJ信託銀行本店
- 関 連 機 関 NPO法人NPO支援全国地域活性化協議会(中間支援組織)
- 加 入 団 体 (社)都市計画コンサルタント協会 (財)国土計画協会  
(社)日本住宅協会 (社)日本交通計画協会
- 事 業 所
- 大阪事務所 大阪市西区西本町1-3-15 大阪建大ビル8階  
TEL 06(6541)2755 FAX 06(6541)2733 〒550-0005
- 名古屋事務所 名古屋市東区泉1-22-29 ストックビル久屋  
TEL 052(971)7253 FAX 052(971)7254 〒461-0001
- 福岡事務所 福岡市中央区天神4-8-25 ニッコービル  
TEL 092(714)4768 FAX 092(714)1437 〒810-0001
- 広島事務所 広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル  
TEL 082(223)6919 FAX 082(223)6929 〒730-0017
- 仙台事務所 仙台市青葉区本町2-3-10 仙台北町ビル  
TEL 022(716)0633 FAX 022(716)0636 〒980-0014
- 高松事務所 高松市錦町1-21-3 開拓ビル  
TEL 087(811)6656 FAX 087(811)6657 〒760-0020
- 熊本事務所 熊本市西区上代3-5-43  
TEL 096(319)5622 FAX 096(319)5623 〒860-0068

岡山事務所 岡山県岡山市中区住吉町2-4  
TEL 086(270)7768 FAX 086(270)7769 〒703-8238

千葉事務所 千葉県千葉市中央区神明町3-32 明生ビル402  
TEL 043(238)2010 FAX 043(238)2013 〒260-0022

横浜事務所 神奈川県横浜市港北区大倉山7-21-6-512  
TEL 045(540)0340 FAX 045(540)0341 〒222-0037

山口事務所 山口県山口市陶2974  
TEL 083(600)0091 FAX 083(600)0079 〒754-0891

松江事務所 島根県松江市山代町522-3  
TEL 0852(40)0228 FAX 0852(40)0089 〒690-0031

秋田事務所 秋田県秋田市保戸野通町5-33 あかねやビル2階  
TEL 018(800)0044 FAX 018(800)0034 〒010-0912

三重事務所 三重県四日市市楠町南五味塚92  
TEL 059(398)1500 FAX 059(398)1501 〒510-0104

函館事務所 北海道函館市鍛冶2-24-29  
TEL 0138(30)1505 FAX 0138(30)1506 〒041-0852

金沢事務所 石川県金沢市額新町2-60  
TEL 076(298)3190 FAX 076(298)3191 〒921-8149

沖縄事務所 沖縄県那覇市松尾1-10-24  
TEL 098(943)8743 FAX 098(943)8746 〒900-0014

岐阜事務所 岐阜県岐阜市藪田南3-13-10 YSトラスト2D  
TEL 058(278)7130 FAX 058(278)7132 〒500-8384

郡山事務所 福島県郡山市鳴神2-1  
TEL 024(962)7590 FAX 024(962)7591 〒963-0207

宮古事務所 岩手県宮古市南町11-18 田川ビル201  
TEL 0193(77)3638 FAX 0193(77)3639 〒027-0051

南三陸事務所 宮城県本吉郡南三陸町入谷字桜沢21-1  
TEL 0226(47)1570 FAX 0226(47)1571 〒986-0782

北山事務所 和歌山県東牟婁郡北山村下尾井219  
TEL 0735(49)8588 FAX 0735(49)8589 〒647-1604

神戸事務所 兵庫県神戸市中央区山本通5-13-9  
TEL 078(382)3092 FAX 078(382)3093 〒650-0003

静岡事務所 浜松市東区原島町478-6  
TEL 053(411)3922 FAX 053(411)3923 〒435-0047

京都事務所 京都市中京区西ノ京内畑町29  
TEL 075(823)6091 FAX 075(823)6092 〒604-8417

八街市地域公共交通網形成計画策定業務 行程表

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現在の路線の利用状況調査										
①ふれあいバスの利用状況調査				↕						
②ふれあいバス利用者アンケート調査(OD調査)				↕						
市民ニーズの把握調査										
①小学校区別検討会		↕	↕	↕						
②地域ニーズの取りまとめ		↕	↕	↕						
市内公共交通網の効果的見直し案の検討										
①公共交通再編の前提条件の整理					↕					
②公共交通の採算性の向上策の検討					↕					
③公共交通網の見直し案の検討					↕					
地域公共交通網形成計画の取りまとめ										
①計画の取りまとめ						↕	↕			
地域公共交通網形成計画(素案)の作成										
①網形成計画(素案)の作成								↕		
パブリックコメントの支援										
①素案の公表、意見の取りまとめ									↕	
地域公共交通網形成計画の作成										
①成果品の提出										↕
八街市地域公共交通協議会の開催等事務										
①協議会への参加、資料と議事録の作成	↕		↕				↕			↕

## ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休について

### 1 運休する路線又は営業区域

八街市内循環バス(通称;ふれあいバス)中・南・西・北・街の5コース

### 2 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その適用する期間

適用する期間 平成27年9月6日(日)から

その他の条件

・運 行 日 月曜日から土曜日(祝日運行)

・運 行 本 数 6便

(但し、中・南コースは、土・祝日及び年末(12月29日～12月30日)を除き、朝便・夕便を運行する。北コースは、土・祝日及び年末(12月29日～12月30日)を除き、夕便を運行する。)

・運 休 日 日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)

・臨時運行日 11月の日曜日に行われる八街大祭、八街産業まつりの開催日

・臨時運行本数 各コース朝1便を除く5便

### 5 臨時運行便の運賃の取り扱い

無料

(理由)

市民等への利用促進に向けた啓発

### 6 運休についての周知

4月 区長会議での説明

6月 学校だより掲載

ふれあいバス車内、ふれあいターミナルでのポスター掲示

市公共施設でのポスター掲示、チラシ配布

区回覧

広報やちまた、市ホームページに掲載

7月から8月(予定)

ふれあいバス各停留所に掲示

## 平成27年度 ふれあいバス 運行予定表

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

□ ..... 平日運行日(243日)

■ ..... 土・休日運行日(94日)  
※朝便、夕便は運休

■ ..... 臨時便運行日(2日)  
※第1便及び朝便、夕便は運休

□ ..... 日曜日運休日(23日)

■ ..... 年末年始期間運休日(4日)

平成27年度運行日	
計	<b>339</b> 日

